

彦根市都市計画道路網見直しの検討の流れ(要旨)【市内全体】

ステップ1 都市計画道路網見直し対象路線等の分析・評価

(1) 見直し対象路線

- 彦根市の都市計画道路 35 路線のうち、都市計画決定後 30 年以上を経過して未だ整備が実施されていない路線又は区間、改良済路線および事業中路線、昭和 57 年以降計画決定路線を除いた 18 路線を見直し検討対象としました。

(2) 各路線の分析・評価

- 都市計画道路網見直しは、左下表に示す指標を用いて各路線等の必要性、実現性、整備の優先順位、地域特性を評価し、右下表の 2 段階で存続、廃止の評価を行いました。

【評価の指標】

分類	項目
(1) 必要性の検討	交通処理機能確保の検討
	既存道路の活用可能性の検討
	都市防災機能の検討
	市街地形成への寄与の検討
(2) 実現性の検討	○ 事業費の検討
(3) 整備の優先順位の検討	○ 既往の道路整備計画での位置づけ検討
(4) 地域特性の検討	○ 歴史文化的資源の活用可能性の検討

【評価の考え方】

第 1 段階	・ 必要性・実現性ともに評価の高い路線等は存続、ともに低い路線は廃止と評価する。
第 2 段階	・ 必要性と実現性のいずれかの評価が低い路線等について、優先順位と地域特性から評価を行い、優先順位、地域特性ともに低い路線は廃止と評価する。

- 各区間の分析・評価の結果、次の路線で見直しが必要となりました。

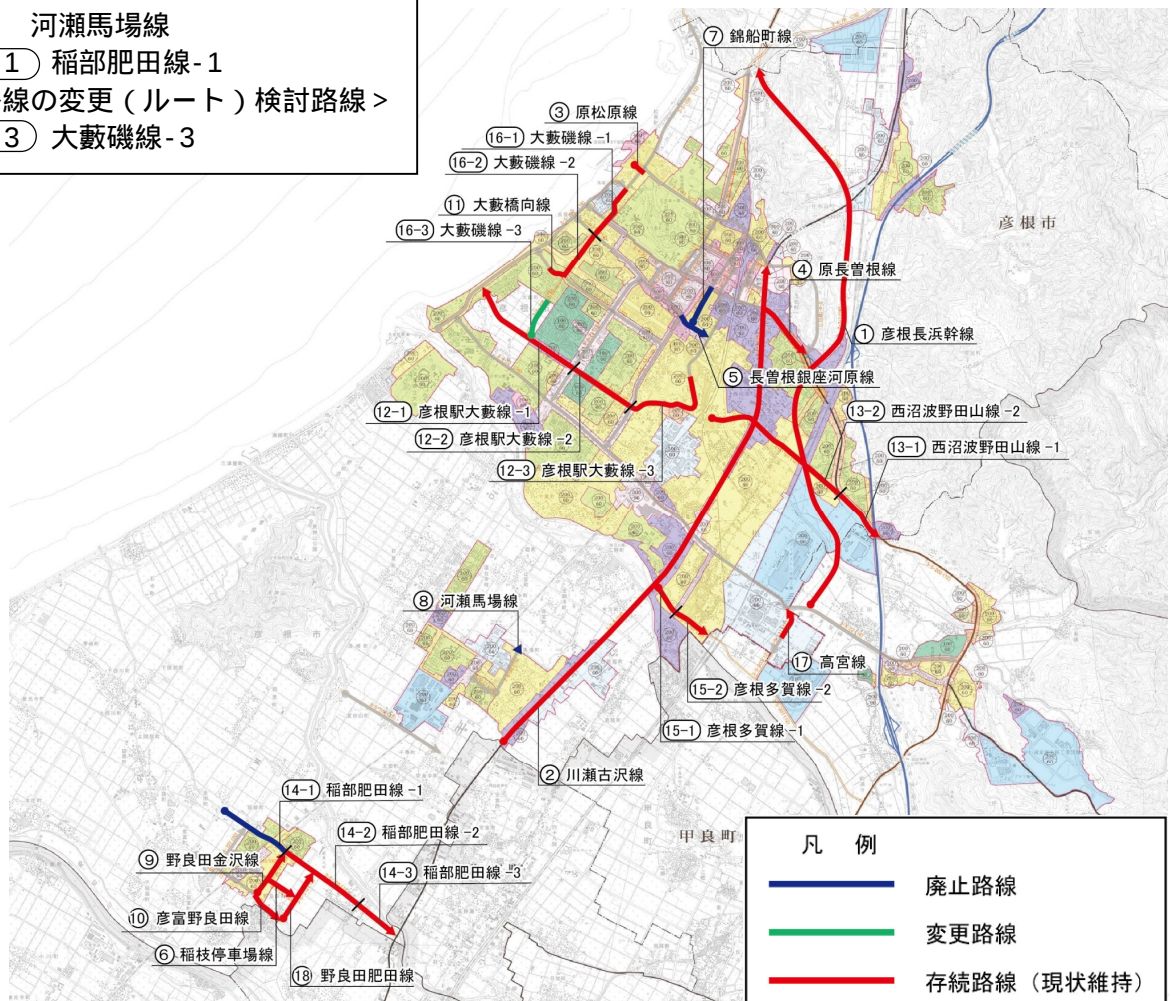
< 路線廃止の検討路線 >

長曽根銀座河原線
錦船町線
河瀬馬場線

⑭ 4-1 稲部肥田線-1

< 路線の変更(ルート)検討路線 >

⑭ 6-3 大藪磯線-3



ステップ2 新たな将来道路ネットワークにおける交通処理の検討

- ・見直し4路線廃止の場合と、全線整備の場合の将来交通量（概ね20年後）の推計結果を比較し、交通処理に関する検討を行いました。
- ・この結果、4路線廃止の場合の将来交通量は、現況の交通量以下もしくは同等の量であり、将来道路ネットワークへの大きな影響はないが、4路線廃止に伴う交通量の増加に対して、道路ネットワークの強化のため、現状でも交通のネック箇所となっている主要な交差点の改良など、効果的な交通処理の対策を行う必要があるとの結論になりました。

【対策検討主要交差点】

神宮踏切付近交差点〔岡町地先〕

京町交差点〔（県）神郷彦根線と（県）彦根近江八幡線との交差点〕

橋向町交差点〔（県）神郷彦根線と（都）大藪橋向線との交差点〕

ステップ3 廃止・変更路線の問題点の検証、早期見直し路線の先行実施の検証

（1）廃止・変更路線の問題点の検証

- ・廃止した場合の問題点を都市計画道路の持つ3つの機能「交通機能（通行、沿道利用）空間機能（都市環境、防災、収容空間）市街地形成機能（都市構造・土地利用の誘導形成、街区形成機能、生活空間）」から整理し、長曽根銀座河原線、錦船町線、河瀬馬場線、稲部肥田線-1の廃止および大藪磯線-3の変更に伴う問題点を検証するとともに、問題点に対する対策を検討しました。

（2）早期見直し路線〔長曽根銀座河原線、錦船町線〕の先行実施の検証

先行実施の必要性

- ・彦根市では、彦根城の世界遺産登録をめざしています。彦根城を囲む城下町関連資産は彦根城の資産価値を高めるための有効な資産となることから、世界遺産登録に向け、「花しょうぶ通り」の伝統的建造物群保存地区指定を早期に実施する必要があります。

見直しの先行実施の考え方

- ・「花しょうぶ通り」をはじめとする古き良きまちなみの保存・活用の位置づけは、長曽根銀座河原線や錦船町線の道路整備計画よりも重要度が拡大しています。
- ・このため、長曽根銀座河原線、錦船町線の廃止を先行して実施します。

ステップ4 変更対象路線等の基本的な検討

（1）基本的な検討項目

- ・長曽根銀座河原線、錦船町線、河瀬馬場線、稲部肥田線-1の「廃止」4路線と、大藪磯線-3の「路線変更」について、ステップ1～3の検討結果を踏まえ、次の各項目についての検討を行いました。

1) 路線の有する機能の検討 交通処理機能、 都市防災機能、 都市環境空間機能、 都市収容空間機能	4) 他市町との連携 5) 計画決定の諸元の把握等 6) 変更後の対応策の検討 7) 総合的評価・変更理由
2) 費用対効果	
3) 道路管理者との調整	

（2）都市防災に関する検討

- ・長曽根銀座河原線、錦船町線については、2路線の廃止より、期待していた都市防災機能の改善が図れないため、都市防災機能向上のための代替手段の検討を行いました。
- ・この結果、2路線の廃止に伴う都市防災機能の低下に対する代替手段として、既存の空地等を活用した防災機能を有する公園の整備を図ることにしました。



ステップ5 都市計画道路の見直し案

1. 路線の廃止	3.4.21 長曽根銀座河原線 (廃止区間延長 450m)	・当路線については、本市が進める歴史的建造物やまちなみなどを彦根市の魅力として保存・活用するために「伝統的建造物群保存地区」の都市計画決定を目指していることから、都市計画道路を廃止とします。
	3.4.26 錦船町線 (廃止区間延長 560m)	・当路線については、3.4.21 長曽根銀座河原線に接続する予定の路線であるが、本市が進める歴史的建造物やまちなみなどを彦根市の魅力として保存・活用するためにも本路線の廃止は有効です。また、長曽根銀座河原線が廃止となることから、本路線も廃止とします。
	3.4.30 河瀬馬場線 (廃止区間延長 60m)	・当路線については、特に問題なく廃止とします。
	3.5.105 稲部肥田線-1 (廃止区間延長 980m)	・当路線については、当初計画決定以降、稲枝駅改築を契機に周辺整備として数々の都市計画道路を始め新規道路が計画され、事業にも着手しているところであり、JR線を跨ぐ東西アクセスもある程度確保されているところであり、このように、当初計画での機能は現在では別路線で担保されており、事業費も非常に大きいことから、廃止とします。
2. 路線の変更 (ルート)	3.5.108 大藪磯線 - 3 (変更区間延長 550m)	・当路線については、本市が道路事業として進めており、その計画に整合するようルートを変更します。
3. 存続(現状維持)	その他、21 路線区間	・その他、21 路線区間については、計画を存続させます。

今後の予定

